

# 群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防規程

	平成16. 4. 1	制 定
改正	平成16.12. 1	平成17.12.20
	平成22. 4. 1	平成23. 4. 1
	平成25. 4. 1	平成26. 4. 1
	平成29. 4. 1	令和元. 7.16
	令和 2. 4. 1	令和 3. 4.20
	令和 5. 4. 1	

## 目次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	組織及び職務（第4条－第14条）
第3章	放射線施設の維持及び管理（第15条－第18条）
第4章	使用，保管，運搬及び廃棄（第19条・第20条）
第5章	測定（第21条－第23条）
第6章	教育及び訓練（第24条）
第7章	健康診断（第25条・第26条）
第8章	記帳及び保存（第27条）
第9章	災害時及び危険時の措置（第28条－第30条）
第10章	情報提供（第31条）
第11章	業務の改善（第32条）
第12章	定期報告（第33条）
第13章	その他（第34条－第36条）
	附則

## 第1章 総則

### （目 的）

第1条 この規程は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「規制法」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行令（昭和35年政令第259号。以下「規制法施行令」という。）、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規制法施行規則」という。）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）、医療法（昭和23年法律第205号）及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）に基づき、群馬大学大学院医学系研究科（以下「研究科」という。）における放射性同位元素等の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、あわせて公共の安全を確保することを目的とする。

### （適用範囲）

第2条 この規程は、研究科の放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射線施設 放射性同位元素等を使用、貯蔵及び廃棄する施設をいう。
- (2) 放射性同位元素等 放射性同位元素、放射性医薬品、放射性同位元素装備機器、表示付認証機器、放射性汚染物及び放射線発生装置をいう。
- (3) 放射性同位元素 規制法施行令第1条第1項に規定する放射線を放出する同位元素及びその化合物並びにこれらの含有物（機器に装備されているこれらのものを含む。）で、放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量（以下「下限数量」という。）及び濃度を超えるものとする。
- (4) 放射性医薬品 放射性同位元素を構成元素にもつ非密封の化合物及びそれらの製剤をいう。
- (5) 放射性同位元素装備機器 規制法第2条第4項に規定する放射性同位元素（次号に規定する表示付認証機器を除く。）を装備している機器をいう。
- (6) 表示付認証機器 規制法第12条の5第2項に規定する設計認証に係る設計に合致していることが確認された放射性同位元素装備機器をいう。簡易の使用が認められているもので前号と区別して扱うものとする。研究科では測定器校正用線源等を指す。
- (7) 放射性汚染物 放射性同位元素によって汚染された物又は放射化物をいう。
- (8) 放射化物 放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素によって汚染された物をいう。
- (9) 放射線発生装置 規制法第2条第5項に規定する荷電粒子を加速することにより放射線を発生させる装置及び、診療又は研究で使用する100万電子ボルト未満の電子線及びエックス線を発生する装置をいう。
- (10) 放射線安全委員会 国立大学法人群馬大学放射線安全委員会をいう。
- (11) 学部等 各学部、各研究科、理工学府、生体調節研究所、医学部附属病院、各機構、総合情報メディアセンター、数理データ科学教育研究センター、食健康科学教育研究センター及びダイバーシティ推進センターをいう。
- (12) 学部等の長 前号に規定する各学部等の長をいう。
- (13) 放射線等取扱業務 放射性同位元素等の取扱い及び管理又はこれに付随する業務をいう。
- (14) 放射線業務従事者 放射線等取扱業務に従事する者及び放射線等取扱業務に従事するために管理区域に立ち入る者をいう。ただし、規制法施行規則第1条第8項に定める「放射線業務従事者」とは区別される。
- (15) 管理区域 外部放射線の線量、空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性汚染物の表面の放射性同位元素の密度が関係法令に定める線量、濃度又は密度を超えるおそれのある場所をいう。ただし、規制法施行規則第1条第1号に定める「管理区域」とは区別される。
- (16) 一時立入者 管理区域に一時的に立ち入る者をいう。
- (17) 放射性同位元素等に含まれない放射性物質 放射性同位元素等に含まれない放射性物質を指し、予防規程の管理に含めない下限数量以下の線源（放射線を放出する同位元素の数量及び濃度がその種類ごとに原子力規制委員会が定める数量及び濃度以下の

放射性物質）及び核原料物質等のことをいう。

## 第2章 組織及び職務

（組 織）

第4条 研究科における放射性同位元素等の取扱い及びその安全管理に従事する者に関する組織は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 学長は、放射線施設の安全管理に関して最終的な責任を負う。

3 医学系研究科長（以下「研究科長」という。）は、研究科の放射線障害防止に係る総括者として、放射線施設の安全管理上必要な措置（予算措置を含む）を講ずるものとし、第6条第1項の放射線取扱主任者が、法令等に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

（放射線障害予防委員会）

第5条 研究科に、放射線施設の放射線障害の防止及び安全に関する共通の事項（当該事項に関する業務改善の計画を含む。）等について審議するため、群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防委員会（以下「予防委員会」という。）を置く。

2 予防委員会の組織及び運営については、群馬大学大学院医学系研究科放射線障害予防委員会規程を別に定める。

（放射線取扱主任者等）

第6条 研究科に、放射線障害の防止について総括的な監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、研究科の放射線障害の防止について総括的な監督を行う者として、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程等の制定及び改廃に参画すること。
- (2) 放射線障害の防止上重要な計画立案に参画すること。
- (3) 研究科長に対する放射線障害の防止についての意見具申に関すること。
- (4) 関係者への助言、勧告及び指示に関すること。
- (5) 放射線業務従事者及び一時立入者に対する監督及び指導に関すること。
- (6) RI施設の設備維持及び管理に関すること。
- (7) 危険時の措置等に関する対策に参画すること。
- (8) 異常及び事故の原因調査に参画すること。
- (9) 教育訓練の計画等に対する指導及び指示に関すること。
- (10) 関係法令に基づく申請、届出及び報告の審査に関すること。
- (11) 放射性同位元素等の使用状況並びに施設、帳簿及び書類等の監査に関すること。
- (12) 立入検査及び定期検査の立会いに関すること。
- (13) 予防委員会等の開催に関すること。
- (14) その他放射線障害の防止に関する必要な事項

3 主任者は、規制法第34条の規定により放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、予防委員会の議を経て、研究科長が1名以上選任する。

4 研究科長は、選任された主任者に対し、選任後1年以内に講習（法令、放射性同位元素の取扱、施設の管理、事故の事例を含む。）を受けさせなければならない。また、

その後は法定に定める期間ごとに定期講習を受けさせなければならない。

- 5 研究科長は、主任者が旅行、疾病その他事故によりその職務を行うことができない期間が30日以上となる場合は、その期間中職務を代行させるため、規制法第37条の規定により放射線取扱主任者の資格を有する者のうちから、代理者を予防委員会の議を経て放射線主任者代理者（以下「代理者」という。）選任しなければならない。
- 6 選任された代理者の職務期間中の権限は、主任者と同等とする。
- 7 前項の代理者は、主任者が職務に復帰したときに、主任者として行った職務内容等について速やかに主任者に報告するものとし、研究科長はその報告があったことを確認して代理者を解任するものとする。
- 8 研究科長は、主任者及び代理者を選任又は解任したときは、その旨を学長に報告しなければならない。
- 9 研究科長は、主任者の職務を補佐させるため、放射性同位元素等の取扱いに関し、十分な知識及び技能を有する者のうちから、主任者補佐を予防委員会の議を経て選任しなければならない。

（RI研究棟）

第7条 医学部RI研究棟の管理運営を円滑に行うため、実務担当者連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

- 2 連絡会は、医学部RI研究棟を使用している研究グループの代表者をもって組織する。
- 3 連絡会の議長は、主任者又は代理者をもって充てる。

（健康管理者等）

第8条 研究科に、放射線業務従事者及び一時立入者の健康診断その他必要な保健指導を行わせるため、健康管理者、健康管理担当者及び健康管理医を置く。

- 2 健康管理者は研究科長が兼務するものとし、健康管理担当者は、昭和地区事務部総務課長が兼務するものとする。

（放射線安全管理責任者）

第9条 研究科に、放射線等取扱業務に係る安全管理を統括する者として、放射線安全管理責任者（以下「安全管理責任者」という。）を置く。

- 2 放射線安全管理責任者は、附属病院放射線部技師長をもって充てるものとし、その統括した結果について、主任者、研究科長に報告しなければならない。

（放射線安全管理担当者）

第10条 研究科に、放射線安全管理担当者（以下「安全管理担当者」という。）を置く。

- 2 安全管理担当者は、主任者及び安全管理責任者との連携を密にし、次の各号に掲げる業務のほか、放射線取扱業務を行う。

- (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射線汚染の管理
- (2) 管理区域内外に係る技術的事項に関する業務
- (3) 放射線測定機器の保守管理
- (4) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
- (5) 放射線業務従事者に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
- (6) 放射線業務従事者に対する健康診断計画の立案及びその実施
- (7) 放射性廃棄物の保管管理及びそれらの処理に関する業務
- (8) 前号までにに関する記帳・記録の管理

(9) その他放射線障害防止に必要な業務

3 安全管理担当者は、研究科において放射性同位元素等を使用する放射線業務従事者の所属する分野主任，教授又はそれに相当する者をもって充てる。

4 第2項の業務は，必要に応じ，外部業者に請け負わせることができるが，その作業内容に関して確認をしなければならない。

(放射線施設管理責任者)

第11条 研究科に，放射線施設の点検・整備を行い，放射線施設の維持及び管理について統括する者として，放射線施設管理責任者（以下「施設管理責任者」という。）を置く。

2 施設管理責任者は，施設運営部昭和施設課長をもって充てる。

(放射線施設管理担当者)

第12条 研究科に，放射線施設管理担当者（以下「施設管理担当者」という。）を置く。

2 施設管理担当者は，主任者，安全管理責任者，安全管理担当者及び施設管理責任者と連携を密にしながら，次の各号に掲げる業務を行う。

(1) 放射線施設及び設備の保守管理に関する業務

(2) 給排気設備，給排水設備の運転及び維持管理に関する業務

(3) 作業環境の保全

(4) 排水設備の運転

(5) 廃棄設備の運転

(6) 空調設備の運転

(7) 高圧ガス設備及び危険物の保守管理

(8) その他施設・設備の維持管理に必要な業務

3 施設管理担当者は，施設運営部昭和施設課副課長をもって充てる。

(放射線業務従事者及び一時立入者)

第13条 放射線業務従事者及び一時立入者は，主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し，その指示に従わなければならない。

(放射線業務従事者の登録)

第14条 放射線業務従事者は，業務に従事する前に所定の様式により，分野主任を経て，研究科長に登録を申請しなければならない。

2 研究科長は，前項の申請に基づき，予防委員会の議を経て個人線量計（以下「ガラスバッジ」という。）に登録する。

3 前項のガラスバッジを所有していない者は，研究科において放射線等取扱業務に従事してはならない。登録の有効期限は，登録した年度限りとする。

4 研究科長は，他学部等の者を放射線業務従事者として登録した場合は，その旨を登録者の主担当を命ぜられた学部等の長に通知するものとする。

5 放射線業務従事者は，第24条に規定する教育訓練及び第25条に規定する健康診断を受けなければならない。

### 第3章 放射線施設の維持及び管理

(管理区域)

第15条 研究科長は、放射線障害を防止するため、放射線障害の発生するおそれのある場所を管理区域として指定しなければならない。

- 2 研究科長は、管理区域を指定したときは、その旨を学長に報告しなければならない。
- 3 放射線発生装置の管理区域において、工事、修理、点検により7日間以上運転しない場合は、当該管理区域の出入口等に次の各号に掲げる項目を表示しなければならない。
  - (1) 放射線発生装置を運転しないこと。
  - (2) 放射線業務従事者の許可無く立ち入らないこと。
  - (3) 放射線業務従事者の指示に従うこと。

(自主点検)

第16条 安全管理担当者及び施設管理担当者は、安全管理責任者及び施設管理責任者の指示のもとに、放射線施設及び設備の自主点検を行わなければならない。

- 2 点検の実施等については、群馬大学大学院医学系研究科放射線取扱施設維持管理細則(以下「維持管理細則」という。)を別に定める。

(汚染の除去)

第17条 放射線業務従事者は、人体に汚染のあることを発見した場合は、繰り返し洗浄し、汚染を除去しなければならない。汚染の除去ができないときは、安全管理担当者、安全管理責任者又は主任者に連絡し、その指示に従わなければならない。

- 2 作業台、床等に汚染のあることを発見した場合は、汚染の拡大を防止する措置を講じたのち、安全管理担当者、安全管理責任者又は主任者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(修理、改造及び除染)

第18条 安全管理責任者は、所管する設備及び機器等について、修理、改造又は除染等を行うときは、その実施計画を作成し、主任者を經由して、研究科長の承認を受けなければならない。ただし、保安上特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 研究科長は、前項の承認を行おうとするときにおいて必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき、予防委員会に諮問するものとする。
- 3 安全管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して、研究科長に報告しなければならない。

#### 第4章 使用、保管、運搬及び廃棄

(放射性同位元素等取扱基準)

第19条 放射性同位元素等の取扱い及び管理に関すること、管理区域における遵守事項については、群馬大学大学院医学系研究科放射性同位元素等取扱基準(以下「取扱基準」という。)を別に定める。

第20条 放射性同位元素等を使用、保管、運搬及び破棄しようとする者は、安全管理責任者の管理のもとに、取扱基準を遵守しなければならない。

- 2 取扱基準に準拠した放射線障害防止のための群馬大学大学院医学系研究科放射線業務従事者心得(以下「従事者心得」という。)を別に定めるものとする。

## 第5章 測定

### (測定)

第21条 安全管理担当者は、安全管理責任者の指示のもとに、規制法第20条の規定により管理区域等放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。ただし、測定が著しく困難な場合は、算定によってその値を評価するものとする。

- 2 安全管理担当者は、測定結果に異常を認めるときは、直ちに安全管理責任者に連絡し、適切な措置を取らなければならない。

### (個人被ばく線量の測定)

第22条 安全管理責任者は、放射線業務従事者及び一時立入者に対して適切な放射線測定器を着用させ、個人被ばく線量を測定し、その結果を記録して保存しなければならない。

- 2 安全管理責任者は、前項の記録について、主任者及び健康管理担当者を経由し、健康管理者である研究科長に報告しなければならない。
- 3 研究科長は、前項までの記録を永久に保存するとともに、記録の都度、対象者に対しその写しを交付する。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により対象者に交付することができる。

### (放射線測定実施要領)

第23条 前2条の実施については、群馬大学大学院医学系研究科放射線測定実施要領を別に定める。

## 第6章 教育及び訓練

### (教育訓練)

第24条 研究科長は、放射線業務従事者及び一時立入者に対し、この規程の周知を図るほか、規制法第22条の規定により放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 教育及び訓練については、群馬大学大学院医学系研究科放射線業務従事者等教育訓練実施要領を別に定める。

## 第7章 健康診断

### (健康診断)

第25条 健康管理者である研究科長は、放射線業務従事者に対し、規制法第23条及び労働安全衛生法第66条の規定により健康診断を実施しなければならない。

- 2 健康診断の実施については、群馬大学大学院医学系研究科放射線業務従事者健康診断実施要領を別に定める。
- 3 研究科長は、健康診断の結果を永久保存するとともに、実施の都度記録の写しを本人に交付しなければならない。なお、記録の写しに代わり、当該記録を電磁的方法により、対象者に交付することができる。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第26条 主任者又は安全管理責任者は、放射線業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合、直ちに研究科長に通知するものとする。

- 2 研究科長は、前項の通知を受けた場合に、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、主任者と協議のうえ、遅滞なく、医師による診断、必要な保健指導等の適切な措置を講じなければならない。その程度に応じて管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止及び配置転換等健康の保持に必要な措置を取るとともに、放射線安全委員会及び学長に報告しなければならない。

## 第8章 記帳及び保存

(記帳及び保存)

第27条 安全管理責任者は、安全管理担当者に対し、規制法第25条第1項、規制法施行規則第24条の規定により放射性同位元素等の使用、保管、運搬、譲渡、点検、受入・払出、健康診断免除に関わる立入者及び教育訓練並びに自主点検調査票等の帳簿を備えさせ、記帳させなければならない。

- 2 前項の記帳に記載すべき項目は、次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名

(2) 保管

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の使用に従事する者の氏名

(3) 運搬

- イ 研究科の外における放射性同位元素等の運搬の年月日及び方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(4) 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名

(5) 譲渡

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素等の譲渡の年月日、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素等の譲渡に従事する者の氏名

(6) 点検

- イ 放射線施設の点検の実施年月日
- ロ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名



- (7) 受入・払出
    - イ 放射性同位元素の種類及び数量
    - ロ 放射性同位元素の受入・払出の年月日，方法，場所及びその相手方の氏名又は名称
    - ハ 放射性同位元素の受入・払出に従事した者の氏名
  - (8) 第24条の教育及び訓練
    - イ 教育及び訓練の実施年月日，項目並びに各項目の時間数
    - ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名
  - (9) 規制法施行規則第22条の3の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入った者の氏名及び特例を受けようとする管理区域内における外部放射線に係る線量と空気中の放射性同位元素の濃度又は放射性同位元素によって汚染される物の表面の放射性同位元素の密度の確認方法及びその確認した者の氏名
  - (10) 第15条第3項に規定する健康診断の免除に関する立入者
    - イ 運転停止の年月日（期間），室名，装置名
    - ロ 免除を受ける立入者の所属，連絡先，氏名
- 3 第1項に定める帳簿は，毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し，主任者の検認を受けた後，安全管理責任者が5年間保存しなければならない。

## 第9章 災害時及び危険時の措置

### （盗取等の予防及び措置）

第28条 研究科長は，放射性同位元素等の盗取及び所在不明等の防止のために，放射線施設における管理体制の整備，充実を図り，必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならない。

- (1) 照明装置の設置又は活用
  - (2) 警報装置の設置又は活用
  - (3) 帰宅時の保管状況の確認
  - (4) 勤務時間外における使用の規制及び巡視の強化
  - (5) その他盗取予防上必要な措置
- 2 盗取及び所在不明等の事態を発見した者は，直ちに主任者又は安全管理責任者に通報しなければならない。
- 3 前項の通報を受けた者は，直ちに状況の把握に努めるとともに研究科長に連絡しなければならない。
- 4 研究科長は，主任者及び予防委員会と協議の上，必要な応急措置を講じるとともに，直ちに放射線安全委員会及び学長に報告しなければならない。
- 5 学長は，前項の報告を受けたときは，その旨を直ちに，その状況及びそれに対する措置を事態の発生した日から10日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない

### （非常事態時の措置）

第29条 地震，火災その他災害が発生したことにより，放射線障害が発生又は発生するおそれがある場合（以下「非常事態」という。）は，次の各号に定めるところにより措置しなければならない。

- (1) 非常事態が発生した場合は、研究科で定める災害時の連絡通報体制に従い、直ちにその旨を研究科長に報告しなければならない。
- (2) 発見者または現場責任者は、直ちに放射線業務従事者等に対して避難するよう警告し、関係者以外の者を立入禁止するとともに放射線同位元素による汚染の拡大の防止及び除去する等規制法第33条に基づく応急の措置を取らなければならない。
  - イ 火災が発生した場合、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに防災センターに通報すること。消防署への通報は、防災センターが行う。
  - ロ 放射線汚染が生じた場合は、速やかに、その広がり防止及び除去を行うこと。
  - ハ 放射性同位元素を必要に応じて他の安全な場所に移し、その周辺に縄張り、標識等を設けるとともに見張人を付けること。
  - ニ その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
- 2 研究科長は、前項第1号の報告を受けたときは、維持管理細則に基づく点検を実施しなければならない。
- 3 研究科長は、第1項第1号の報告を受けたときは、各関係機関に通報するとともに、非常事態の状況、その措置及び第2項の点検結果について、遅滞なく、その旨を、学長を経由して文部科学大臣に届け出なければならない。
- 4 学長は、研究科長の応急措置では対応しきれない事態に対して、放射線施設の安全管理上必要な予算的措置を講ずるものとする。
- 5 災害時の応急作業等の緊急作業に従事する者は、研究科長が指名する。
- 6 研究科長は、災害時に緊急作業に従事した者に対して、第26条と同様の措置を受けさせなければならない。

(異常事態時の報告)

第30条 次の各号に掲げる異常事態を発見した者は、直ちにその旨を主任者又は安全管理責任者に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (2) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (3) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし、次のいずれかに該当するときは除く。
  - イ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
  - ロ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、漏洩した場所に係る排気設備の機能が適性に維持されているとき。
  - ハ 漏洩した放射性同位元素等の放射エネルギーが微量のときその他漏洩の程度が軽微なとき（表面密度限度を超えないとき）
- (4) 次の線量が線量限度を超える、又は超えるおそれのあるとき。
  - イ 放射線施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量
  - ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量
- (5) 放射性同位元素等に火災が起こり、又は放射性同位元素等に延焼のおそれがあるとき。
- (6) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超

え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 放射線業務従事者については5ミリシーベルト

ロ 放射線業務従事者以外の者については0.5ミリシーベルト

(7) 放射線業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき

(8) 前各号のほか放射線障害が発生し又は発生するおそれのあるとき

2 研究科長は、前項の報告を受けたときは、直ちにその状況及びそれに対する措置について学長に報告しなければならない。

3 研究科長は、第1項の報告を受けたときは、直ちにその旨を、学長を経由して文部科学大臣に報告するとともに、各関係機関に通報しなければならない。

4 研究科長は、異常事態発生後10日以内に発生後講じた措置について、学長を経由して文部科学大臣に報告しなければならない。

## 第10章 情報提供

(情報提供)

第31条 研究科長は、放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合に、ホームページを通じて外部に情報を公開し、問合せ窓口を設置しなければならない。

2 前項の問合せのための窓口については、研究科内にこれを設置し、昭和地区事務部総務課長及び安全管理責任者が対応する。

3 放射線施設で発生した事故の状況及び被害の程度等外部へ提供する情報の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事故の発生日時及び発生した場所

(2) 汚染の状況等による事業所等外への影響

(3) 事故の発生した場所において取り扱っている放射性同位元素等の性状及び数量

(4) 応急の措置の内容

(5) 放射線測定器による放射線の量の測定結果

(6) 事故の原因及び再発防止策

(7) その他研究科長が定める事項

## 第11章 業務の改善

(業務の改善)

第32条 学長は、学内の放射線施設の放射性同位元素等の使用・管理等に係る安全性を向上させるため、放射線安全委員会に、放射線障害の防止に関する業務評価を実施させるものとする。

2 放射線安全委員会は、研究科の放射線施設に対し、当該委員会委員及び委員会が指名する者による施設検査及び書類審査を年1回以上行い、その結果研究科長に通知するとともに、学長に報告しなければならない。

3 前項の結果の通知を受けた研究科長は、必要な改善を実施するとともに改善報告書を作成し、放射線安全委員会に実施した改善策を報告しなければならない。

- 4 研究科長は、必要と判断したときは、改善を実施するための予算措置を講じるものとし、研究科の予算では対応しきれないものについては、学長に要望するものとする。
- 5 放射線安全委員会は、前項の改善報告書を学長に報告しなければならない。

## 第12章 定期報告

### (定期報告)

第33条 安全管理責任者は、毎年4月1日からその翌年3月31日までの期間について規制法施行規則第39条第2項に基づく放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して研究科長に報告しなければならない。

- 2 研究科長は、前項の報告書を毎年6月15日までに学長に提出しなければならない。
- 3 学長は、第1項の報告書を毎年6月30日までに文部科学大臣に提出しなければならない。

## 第13章 その他

### (予防規程に違反した者の措置)

第34条 主任者は、放射線業務従事者が規制法及びその他の関係法令並びにこの規程に著しく違反したときは、研究科長に報告するものとする。

- 2 研究科長は、前項の報告を受けたときは、予防委員会に諮り、第14条に規定する登録を抹消することができる。

### (雑 則)

第35条 この規程に定めるもののほか、放射線障害の予防に関し必要な事項は、予防委員会が定める。

- 2 研究科長は、前項の規定により規程等を制定又は改廃したときは、学長に報告しなければならない。

### (規程の改廃)

第36条 この規程の改廃は、予防委員会及び教授会の議を経て、研究科長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

### 附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

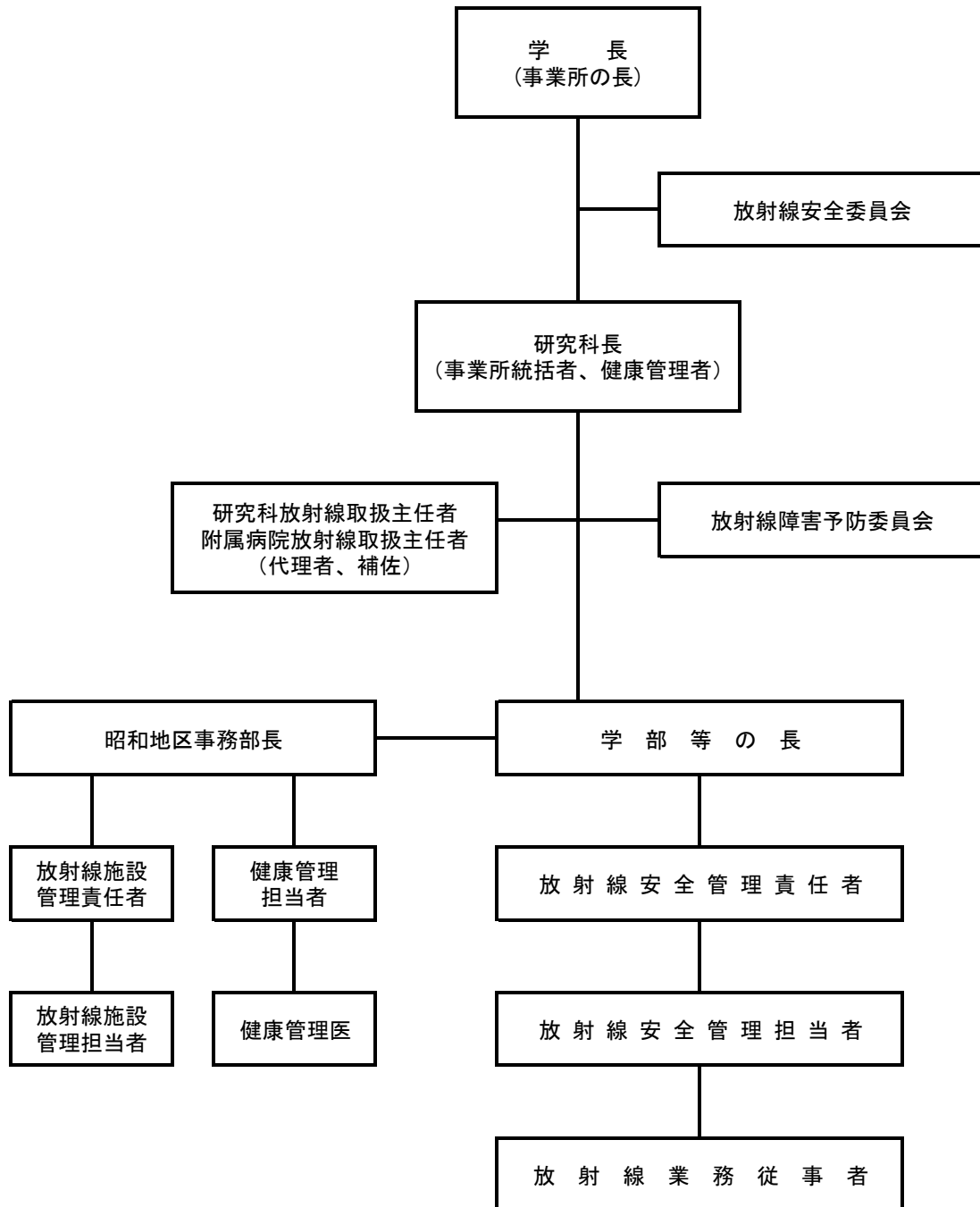
附 則

この規程は、令和3年4月20日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)



別表第2（第4条関係）

予防規程と事業所組織における役職対比表

予防規程上の役職	事業所の役職	予防規程上の兼務
事業所の長	学長	
事業所総括者	医学系研究科長	健康管理者
学部等の長	学部長，研究科長，学府長， 研究所長，病院長，各機構長， 各センター長	
放射線取扱主任者	研究科長から選任された者	放射線予防委員会委員(1号)
放射線取扱主任者代理者	予防委員会の議を経て選任 された者	放射線予防委員会委員(2号)
放射線取扱主任者補佐	予防委員会の議を経て選任 された者	放射線予防委員会委員(3号)
放射線安全管理責任者	附属病院放射線部技師長	放射線予防委員会委員(5号)
放射線安全管理担当者	放射線業務従事者所属の分野主 任，教授またはそれに相当する 者	
健康管理担当者	昭和地区事務部総務課長	放射線予防委員会委員(6号)
健康管理医	産業医	放射線予防委員会委員(7号)
放射線施設管理責任者	施設運営部昭和施設課長	放射線予防委員会委員(8号)
放射線施設管理担当者	施設運営部昭和施設課副課長	
附属病院放射線取扱主任 者	病院長から選任された者	放射線予防委員会委員(9号)